

令和5年度さいたま市立泰平小学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」という基本認識の下、本校の全児童が、安心して、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、いじめが起きない学校をつくるため、いじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立泰平小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

いじめには、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。（「いじめ防止対策推進法 第一条」）

学校は、保護者、地域住民、関係機関と連携を図り、学校全体でいじめの防止・早期発見に取り組むとともに、いじめの事実を確認したときは、適切かつ迅速に対応する責務を有する。

さいたま市立泰平小学校いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」に基づき、本校の全児童が、明るく楽しい学校生活を送ることができるよう、「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」の具体的な取組について示したものである。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という認識をもつ。
- 2 いじめられている児童を最後まで守り抜く。
- 3 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築く。
- 4 いじめを発見、または相談を受けた場合は、速やかに学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 5 特定の教員が、いじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 6 いじめる児童に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる児童が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 7 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- 1 「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性を踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。
- 2 いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされるものとする。
 - (1) いじめに係る行為が止んでいること
被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。
 - (2) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
被害児童生徒がいじめの行為により、心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会(「いじめ防止対策推進法」第二十二条)

(1) 目的

- 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うために設置する。具体的には次の掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・ いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ・ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録・共有を行う。
- ・ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には、緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有・及び関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・ いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

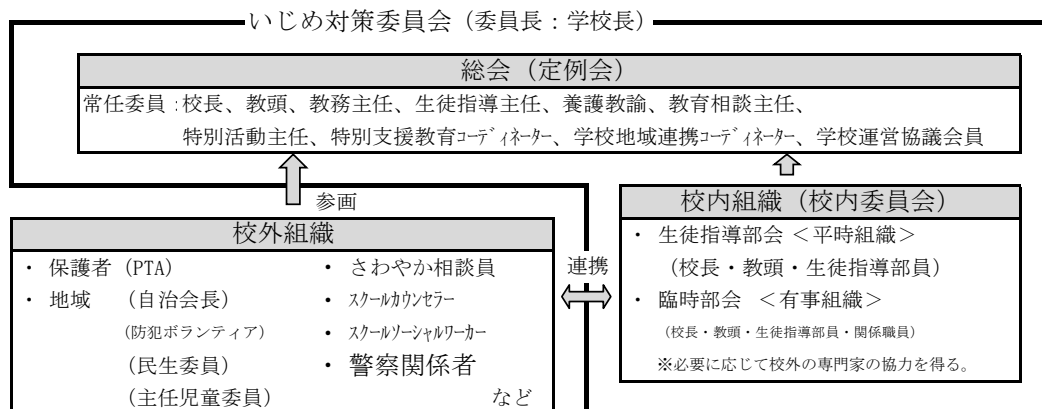
- ・ 学校いじめ防止基本方針における年間指導計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針が該当学校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、学校いじめ基本防止方針の見直しを行う。(PDCAサイクルの実行を含む)

(2) 構成員

- 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、教育相談主任、特別活動主任、特別支援教育コーディネーター、学校地域連携コーディネーター、学校評議員

※ 必要に応じて、校長の判断で、上記構成員以外の関係者を招集できる。

(3) 組織図



(4) 各組織の役割

組織	開催	役割
総会 (定例会)	各学期 1回程度開催	ア) 学校基本方針に基づく取組での連携、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証
校内委員会 (生徒指導委員会)	毎月1回	イ) 学校基本方針に基づく取組の実施 ウ) 教職員の共通理解と意識啓発 エ) 児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取 オ) 個別面談や相談の受け入れ、及びその情報集約 カ) いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の情報集約
校内委員会 (臨時部会)	必要に応じて	キ) 発見されたいじめ事案への対応 ク) 構成員の決定 ケ) 重大事態への対応 (必要に応じて校外の専門家などの協力を得て対応に当たる)

(5) 重大事態の発生時の組織

- 「VIII 重大事態への対応」に定める通り、教育委員会の指導、支援の下、いじめ対策委員会を母体とした調査組織を設置する。

2 子どもいじめ対策委員会

(1) 目的

- いじめ問題について考え、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめ防止等の取組を推進する。

(2) 構成員

- 児童会長・副児童会長・児童会書記・各クラスの代表委員（4年～6年）

(3) 開催

- 月1回

(4) 内容

- ア) いじめ防止に向けた話し合いを主体的に行う。
- イ) 話し合いの結果を学校に提言する。（各学期1回程度）
- ウ) 提言した取組を推進する。

V いじめの未然防止

1 道徳教育の充実

(1) 教育活動全体を通して

- 「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協働体制を整える。
- 道徳科の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

- 「いじめ防止強化月間」（6月）に、「主として人との関わりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。（予定）

2 「いじめ防止強化月間」の取組を通して

(1) 実施要項に基づき、各学校や児童の実態に応じて、以下の全ての内容について取り組む。

- 児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ防止に向けた学級スローガンづくり
- 児童会による、いじめ防止を目指したキャンペーンの展開
- 校長等によるいじめ防止に向けた講話
- 「児童生徒の心のサポート手引き いじめに係る対応」の資料を活用するなど、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- 学校だより等による家庭や地域への広報活動

3 「人間関係プログラム」を通して

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

- 毎学期、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。
- 「話の聴き方・伝え方について考えよう」「問題を解決しよう」「対立を解決しよう」のロールプレイを繰り返し行い、人と関わる際に必要となる力に気付き、定着を図ることで、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

- 教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

- 異学年交流（予定） ・ なかよし遊び（全学年） ・ 新体力テスト補助（1・6と2・5年生）
・ 1・2年交流（1・2年生） ・ 委員会・クラブ活動（4・5・6年生）

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

- 各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して

- (1) 児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場面が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。

- 授業の実施：全学年 2学期末までに実施

5 メディアリテラシー教育を通して

(2) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。
○ 「携帯・インターネット安全教室」の実施 5・6年生

6 デイサービスとの交流を通して

- (1) デイサービスとの交流や体の不自由な人との触れ合い、様々な体験学習を通して、やさしい心を育てる。

- 各学年の交流計画（予定）
・ 1年生：生活科「学校たんけん」（5月）
・ 2年生：敬老週間の交流会（9月）
・ 3年生：総合的な学習の時間「デイサービスってどんなところ」（3月）
・ 4年生：敬老の日「デイサービスの方に感謝とお祝いの気持ちを伝えよう。」（9月）
・ 5年生：総合的な学習の時間「ふれあいの輪・和を広げよう」（11月）
・ 6年生：総合的な学習の時間「感謝をこめて（茶話会）」（1月）
※特別支援学級については、交流学級と一緒に参加する。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

(1) 早期発見のポイント

- 児童のささいな変化に気付くこと。
○ 気づいた情報を共有すること。
○ 情報に基づき、速やかに対応すること。

(2) いじめ発見のチェックリスト

- 生活の様々な場面を想定したチェック項目に基づき、観察を行う。

2 「心と生活のアンケート」の実施及びアンケート結果に応じた面談の実施

(1) アンケートの実施時期

- 年3回以上実施する。（4月・9月・1月）※その他、必要に応じて実施する。
○ 長期休業前に実施する。

(2) アンケート結果の活用

- アンケート結果は、学年・学校全体で情報共有する。
○ アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談について記録をし、学年・学校全体で情報共有する。

3 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

(1) 「いじめ発見のチェックリスト」の活用

- 毎月、チェックリストを参考に、児童の様子を観察する。気になる児童を生徒指導部に報告し、「いじめに係る状況調査」に反映させる。

※ 「心と生活のアンケート」を実施する月は、その結果を調査に反映させる。

(2) いじめを認知したときの対応

- 「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

4 教育相談月間の実施

(1) 教育相談月間の設定

- 年に1回、教育相談月間を設定する。
- 児童一人ひとり全員と担任が面談を実施する。

5 保護者が相談を行うことができる体制づくり

- (1) 毎月1回、にこにこ相談日（教育相談日）を設定し、教職員・さわやか相談員・スクールカウンセラー・特別支援教育コーディネーター等と相談できる機会を設ける。

6 保護者アンケートの実施

(1) アンケートの実施時期 ※学校評価に含む

- 年1回実施する。

(2) アンケート結果の活用

- アンケート結果は、学年・学校全体で情報共有し、家庭へも報告する。

7 地域からの情報収集

(1) 情報収集の方法

- 随時、情報提供を受け付け、教頭が情報を集約する。

VII いじめの対応

学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告しないことは、法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

1 学校の役割

校長	・ 情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。 ・ 構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
教頭	・ 校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
教務主任	・ 教頭とともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。
担任	・ 事実の確認のため、情報収集を行う。 ・ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。 ・ いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
学年主任	・ 担当する学年の児童の情報収集を行う。 ・ 担当する学年の情報共有を行う。 ・ 校長（教頭）に報告する。
生徒指導主任	・ 児童の情報を把握できる体制づくりをする。 ・ 児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。 ・ 教頭とともに、校内・校外のコーディネーターとして関係者間の連絡・調整を図る。

いじめ防止対策主任	<ul style="list-style-type: none"> いじめ防止対策委員会の連絡調整をする。 いじめ防止の啓発運動の計画推進を行う。
教育相談主任	<ul style="list-style-type: none"> 児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
特別支援教育 コーディネーター	<ul style="list-style-type: none"> 問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
さわやか相談員	<ul style="list-style-type: none"> 児童の心に寄り添い、教職員と連携して支援を行う。
スクールカウンセラー	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や、児童へのカウンセリングを行う。
スクールソーシャルワーカー	<ul style="list-style-type: none"> 専門的な立場から指導助言を行い、特に家庭の背景に応じた関係機関との連絡調整にあたる。

2 保護者・地域の役割

保護者	<ul style="list-style-type: none"> 家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じたときには、直ちに学校と連携する。
地域	<ul style="list-style-type: none"> いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報又は情報の提供を行う。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第二十八条）

- 生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実にを行う。
- 重大事態について
 - 「生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」
 - 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合 等
 - 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」
 - 年間30日を目安とする。
 - 一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、次の対応を行う。
 - いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。
 - 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※ 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断

<学校を調査主体とした場合>

- 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。
- 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

<教育委員会が調査主体となる場合>

- 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

Ⅸ 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応など、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底
 - 年度当初に、今年度の「学校いじめ防止基本方針」を教職員に示し、共通理解を図る。
- (2) 取組評価アンケートの実施・結果の検証
 - いじめ対策委員会の校内委員会が主体となって、取組評価アンケートの結果の検証を行う。
 - 職員会議においてアンケート結果を教職員に示し、学校全体で情報共有する。

2 校内研修

- (1) 「よい授業」の実施に努める
 - 児童が授業に参加し、基礎的な学力を身につけ、自己有用感を高められるような授業が展開できるよう、絶えず授業改善に努める。
 - 児童が規律ある生活（学習規律を含む）を送れるよう、「泰平小学校よい子のやくそく」や毎月の生活目標に基づいて指導を行う。
- (2) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 各教員の指導力を高めるために、生徒指導に係る最近の動向や事例検討から、指導方法の改善を図ったり、配慮の必要な児童について共通理解を図ったりする研修会を開く。
- (3) 情報モラル研修
 - 情報社会の特性を理解し、情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成するために、必要な指導力を高める。

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめ防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかを、いじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組について検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

- (1) 検証を行う期間
 - 年度毎とする。

2 「取組評価アンケート」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期（予定）

- (1) 「取組評価アンケート」の実施時期
 - 年1回実施 : (12月)
- (2) いじめ対策委員会（定例会）の開催時期
 - 年2回程度実施 : (6月・2月)
- (3) 校内研修会等の開催時期
 - 教育相談研修会 : (1学期・3学期)
 - 生徒指導研修会 : (夏季休業中の予定)
 - 情報モラル研修 : (夏季休業中の予定)